

新型コロナウイルスに関する国の支援制度

要申請

5月末に「特別定額給付金」の申請書をご自宅にお送りしています

〒特別定額給付金室 ☎724・6781 ☎723・5581

新型コロナウイルス感染症の緊急経済対策として、1人につき10万円を支給します。対象となる全世帯に、**申請書を5月末に発送**していますので、必ずご確認ください。

対象者 基準日(令和2年4月27日)に、市に住民登録があるかた

給付額 1人につき**10万円**

申請方法 お手元に届いた申請書に
 ①銀行口座などを記入し、
 ②運転免許証などの写し・通帳などの写しを貼り、
 ③返信用の封筒でご返送ください。
※マイナンバーカードをお持ちのかたは、国の申請用ホームページから、お手続きが可能です。

給付時期 申請受付から1カ月以内

給付方法 世帯分をまとめて、世帯主の受取口座へ振り込み

「特別定額給付金」について、詳しくは市ホームページをご覧ください。特別定額給付金室(☎724・6781)へお電話ください。



原則申請不要

6月10日☎までに「子育て世帯への臨時特別給付金」を支給します

〒子育て支援課 ☎724・6738 ☎721・9907

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、子育て世帯の生活を支援するため、子ども1人につき1万円を支給します。**申請は原則不要**です。

(※公務員のかただけは、勤務先で児童手当の受給証明を受けた申請書を提出してください(郵送可)。)

対象者 令和2年4月分の児童手当の受給対象のかた、及び令和2年3月31日に中学校を卒業した子どもがいるかた(いずれも特例給付を除く)

給付額 対象となる子ども1人につき**1万円**

給付時期・方法 6月10日☎までに、児童手当の受取口座へ振り込み

「子育て世帯への臨時特別給付金」について、詳しくは市ホームページをご覧ください。子育て支援課(☎724・6738)へお電話ください。

「給付金」を装う振り込め詐欺にご注意ください!

給付金の件で…

市の職員をかたり、お金をだまし取ったり、個人情報(口座番号や暗証番号など)を聞き出そうとする詐欺事件が急増しています。市が「給付金」を支給するために、**手数料の振り込みを求めたり、ATMの操作をお願いすることは一切ありません。**また、市が**メールを送り、URLをクリックして申請手続きを求めたりすることも一切ありません。**

電話で「給付金をお支払いしますのでATMに行って…」は詐欺です!すぐに家族や周りの人に相談するか、**市役所(市民安全政策室☎724・6750)または箕面警察署(☎724・1234)へ連絡してください!**

この見開きページで紹介している以外にも、さまざまな支援制度があります。詳しくは、13ページをご覧ください。

新型コロナウイルスに関する箕面市独自の支援制度

緊急事態宣言の延長を受けて

市では、毎月約5億円規模の生活支援策を独自に実施しています

新型コロナウイルスの感染拡大により、緊急事態宣言が延長され、市民のみなさんに深刻な影響が及んでいるを受けて、市では独自に、4つの生活支援策を毎月実施しています。これらの生活支援策は、**緊急事態宣言が終了した月の翌月まで**実施する予定です。詳しくは、以下をご確認ください。

市独自の4つの生活支援策

申請不要

上下水道料金の基本料金無料化

対象者 家庭用・事業用を問わず、市と水道の契約をしている全てのかた

外出を自粛している市民のみなさんや、売り上げ減少などの影響を受けている事業者のかたの負担を軽減するため、上下水道料金の基本料金(月1264円)を無料にします*。
※工事に伴う臨時料金は対象外です。

〒上下水道局料金センター
 ☎724・6756 ☎722・7416

原則申請不要

子育て世帯への支援 子ども1人につき1万円支給

対象者 18歳以下の子どもがいるかた

18歳までの全ての子ども1人につき、1万円を毎月支給します。**申請は原則不要**です。

■申請が不要のかた

- 児童手当を受給しているかた(特例給付を含む)
- 特別定額給付金(左ページ参照)を申請したかた

■申請が必要となるかた

- 4月28日☎以降に転入したかたで、中学校を卒業した18歳までの子どものみを養育するかた
- 特別定額給付金の申請をしないかた

〒子育て支援課 ☎724・6738 ☎721・9907

申請不要

テイクアウト・クーポンの配付 1人につき1000円分

対象者 基準日(5月・6月分は令和2年5月22日)に、市に住民登録があるかた

テイクアウトやデリバリーを実施している市内の飲食店で使用できるクーポン1000円分(500円×2枚)を、市民のみなさんに毎月配付します(対象となる全世帯に世帯人数分を郵送)。

5月・6月分のクーポンは、5月末にまとめて発送していますので、同封の一覧に記載されている飲食店でご利用ください。飲食店の一覧は、市ホームページでもご覧いただけます(クーポンに記載のQRコードからアクセスできます)。

〒箕面営業室
 ☎724・6727 ☎722・7655

要申請

障害者への支援

障害者1人につき1万円支給

対象者 19歳～64歳で、障害者手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)をお持ちのかた

19～64歳で障害者手帳をお持ちのかた1人につき、1万円を毎月支給します。

対象者には、**5月下旬に申請書を発送**しています。

申請方法 お手元に届いた申請書に

- ①銀行口座などを記入し、
- ②通帳などの写しを貼り、
- ③返信用の封筒でご返送ください。

〒障害福祉室 ☎727・9506 ☎727・3539

上記の生活支援策について、詳しくは市ホームページをご覧ください。各担当課・室へお電話ください。